

公益社団法人秦野市シルバー人材センター職員退職手当  
準備基金の設置、管理及び処分に関する規程

(平成8年2月27日施行)

(設置の目的)

第1条 職員退職手当資金準備のため、公益社団法人秦野市シルバー人材センター職員退職手当準備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 毎年度基金として積立てる額は、予算の定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預貯金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 設置の目的のため、必要が生じた場合に限り、基金の全部または一部を処分することができる。

(委任)

第6条 この規程に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成8年2月27日から施行する。

2 この規程の施行前、職員退職手当準備基金に属していた現金は、この基金に属する基金とする。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。